

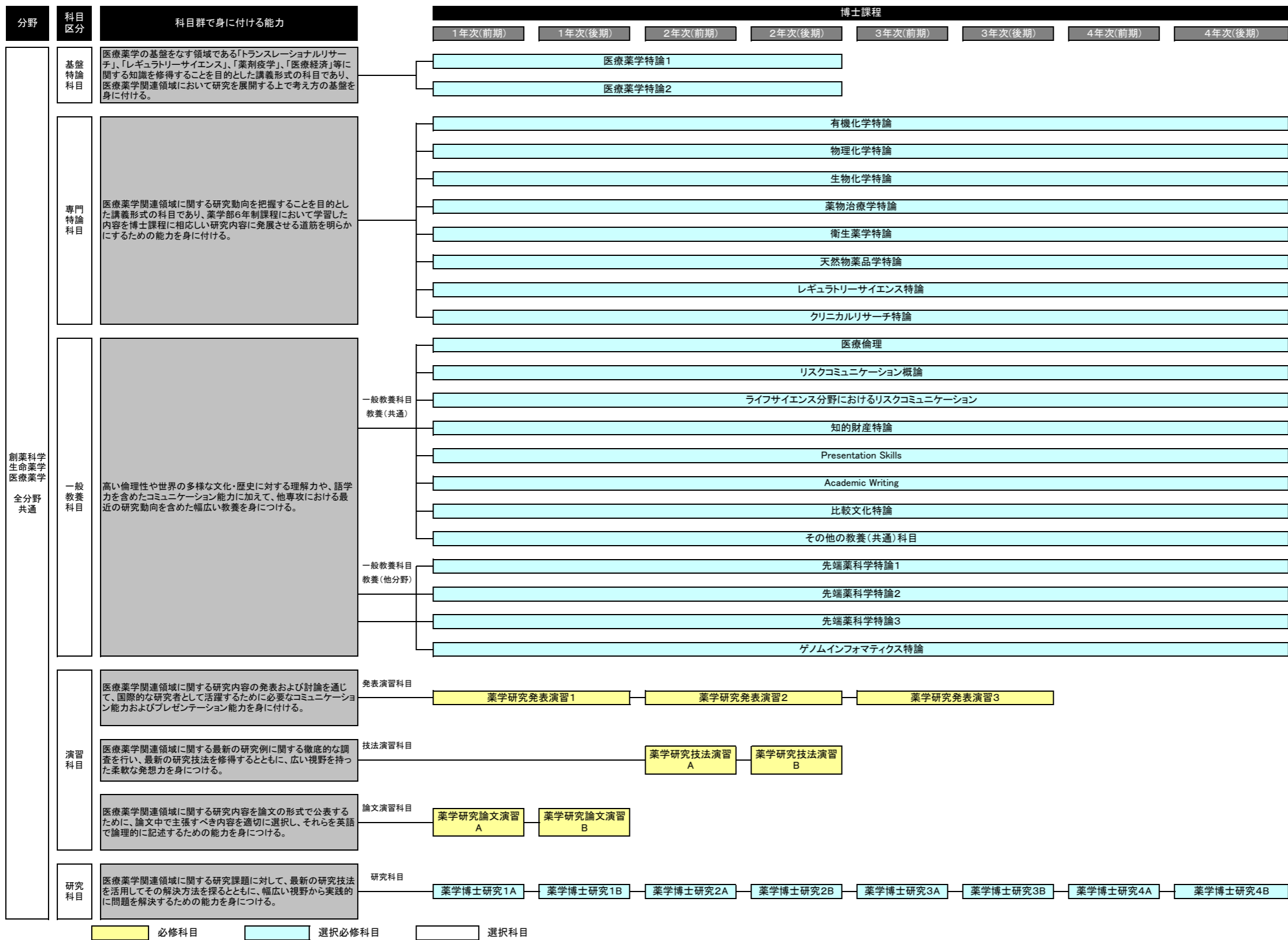
薬学研究科 薬学専攻

人材養成等に関する目的	(1)薬学に携わる研究者あるいは技術者として求められる学識と研究法を修得し、研究課題を自ら形成し、解決する能力を養う。 (2)医薬品の適正使用に関する知識と技術を習得し、臨床分野で活躍できる問題解決能力と指導力を持った人材を育成する。 (3)医療現場において、適正な対応のできる幅広い高度な専門的知識と実践能力及びそれらを教育指導できる能力をもった人材を育成する。
-------------	--

カリキュラム・ポリシー

1. 薬学専攻・博士課程においては、修業年限6年の学士課程で養った教養、基礎学力、専門知識を基礎として、さらに「専門科目」「一般教養科目」「研究指導」を通じて、高度化する医療に適正に対応するための専門的知識と実践力に加えて、それらを教育指導できる能力をもった人材の養成を目的とした教育課程を編成する。

(1)「専門科目」では、より高度な専門的知識の修得を目的として、特論、実験、演習等の授業科目を重点的・効果的に配置する。  
(2)「一般教養科目」では、幅広くかつ深い学識を涵養することを目的とした授業科目として、コミュニケーション能力・倫理観・国際性等を身に付けるための授業科目を配置する。  
(3)研究指導の過程では、国内外の文献の調査、指導教員等研究者との議論、国内外の学会等での発表、学術論文の発表等を行うことを通じて、自身の研究成果を正確かつ効果的に表現する能力を身に付けるとともに、専門性の高い研究を遂行することを通じて、課題を解決する能力を高め、薬学関連領域の研究者またはそれに準ずる高度職業人として国内外で国際的な視野をもって活躍できる指導者を育成するための教育を行う。  
(4)他研究科・他専攻の授業科目の履修を可能とし、学際的な分野の学習や異分野交流の機会を提供することにより、多様な学習ニーズに応える教育課程とする。



ディプロマ・ポリシー

1. 薬学専攻博士課程においては、創造性豊かな優れた研究能力をもち、あらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等の養成を目標とし、所定の期間在学中、以下の知識・能力を身に付け、本専攻が定める所定の単位を修得し、博士の学位論文の審査、試験、学力確認のための試問に合格した学生に対して修了を認定し、博士(薬学)の学位を授与する。

(1) 薬学専攻の専門分野に応じた研究者またはそれに準ずる高度職業人としての高度な専門知識と倫理観。  
(2) 薬学専攻の専門分野について研究者またはそれに準ずる高度職業人として自立して研究活動を行う能力。  
(3) 薬学専攻において修得した極めて高度な専門知識や研究能力をもとに、柔軟な思考と深い洞察に基づいて、自ら課題を発見・設定し、独創的な発想に基づいてこれを解決する能力。  
(4) 薬学専攻において修得した極めて高度な専門知識や研究能力をもとに、専門性を要する分野において、国際的な視野をもって活躍できる能力。